

第4章 文化財の保存・活用の目標と課題・方針

第1節 目標と方向性

1 目標

浜田市は、総合振興計画において「住みたい 住んでよかった 魅力いっぱい 元気な浜田～豊かな自然、温かい人情、人の絆を大切にするまち～」を将来像として掲げ、本市の多彩な地域資源を最大限に発揮しつつ、美しく豊かな自然、市民の温かい人情、人の絆を大切にするまちづくりを進めています。総合振興計画で謳われている「多彩な地域資源」及び「美しく豊かな自然」は文化財と、「温かい人情」及び「人の絆」は文化財の保存・活用における地域社会総がかりの体制と関係しており、本計画の目標は総合振興計画の将来像の達成にも大きく関わります。

一方で本市の人口ビジョンにおいては、今後も本市の人口は減少していくものと推計しており、労働人口の減少や地域活動の担い手不足、集落そのものの存続など、今後の市民の暮らしや地域社会全体に多大な影響が及ぶことが懸念されています。

このような中で、地域に所在する有形・無形の様々な文化財を、行政や所有者等だけで保存・活用することは、より困難になると言え、市民等の理解と協力のもとに、地域社会総がかりで取り組むことが重要となります。加えて、市内だけでなく、市外の学識経験者及び本市の歴史や文化財に関心のある人々・団体などとの連携も期待されます。

以上の点や前述の歴史文化の特性を踏まえ、市民等をはじめ市内外の人々が共有し、地域社会総がかりで文化財の保存・活用が進んでいくよう、下記のように本計画の目標を設定します。

この目標は、歴史文化の特性を包括的に捉えた『日本海と中国山地に支えられ、街道・海道に培われた歴史文化』を取り上げ、それを「みんなが知り、守り、活かす」ことで、総合振興計画の将来像の達成にも寄与することを意図して設定しています。

目 標

**『日本海と中国山地に支えられ、街道・海道に培われた歴史文化』
をみんなが、知り、守り、活かす、
『魅力いっぱい 元気な浜田』**

<キーワード>

みんな、知る、守る、活かす

2 方向性

目標に示したキーワードをもとに、5つの柱からなる方向性を次のように設定します。

方向性1 文化財を知るための様々な調査が行われている浜田

○文化財の把握や詳細な調査を市民、専門家等の協力のもとに行い、その結果等を分かりやすい形で公開します。

方向性2 個々の文化財が守り活かされている浜田

○子どもから大人まで、文化財を学び・体験する機会を充実させつつ、文化財を守り、活かす取組を持続的に行っていきます。

方向性3 文化財が災害等から守られている浜田

○文化財を火事や水害、地震等から守り、文化財が傷つけられたり、持ち去られたりしないよう、ハード・ソフトの両面から対策を講じます。

方向性4 文化財が総合的・一体的に守り活かされている浜田

○関連する文化財をつなぎ、周辺の環境と一体的に文化財を保存・活用し、文化の香りの高いまちづくりを進めます。

方向性5 文化財がみんなに支えられている浜田

○文化財の保存・活用をその所有者、行政、市民・地域団体、専門家等が連携して、地域ぐるみ（地域社会総がかり）で取り組みます。

これら方向性のもとに、課題、方針、措置を明らかにします。

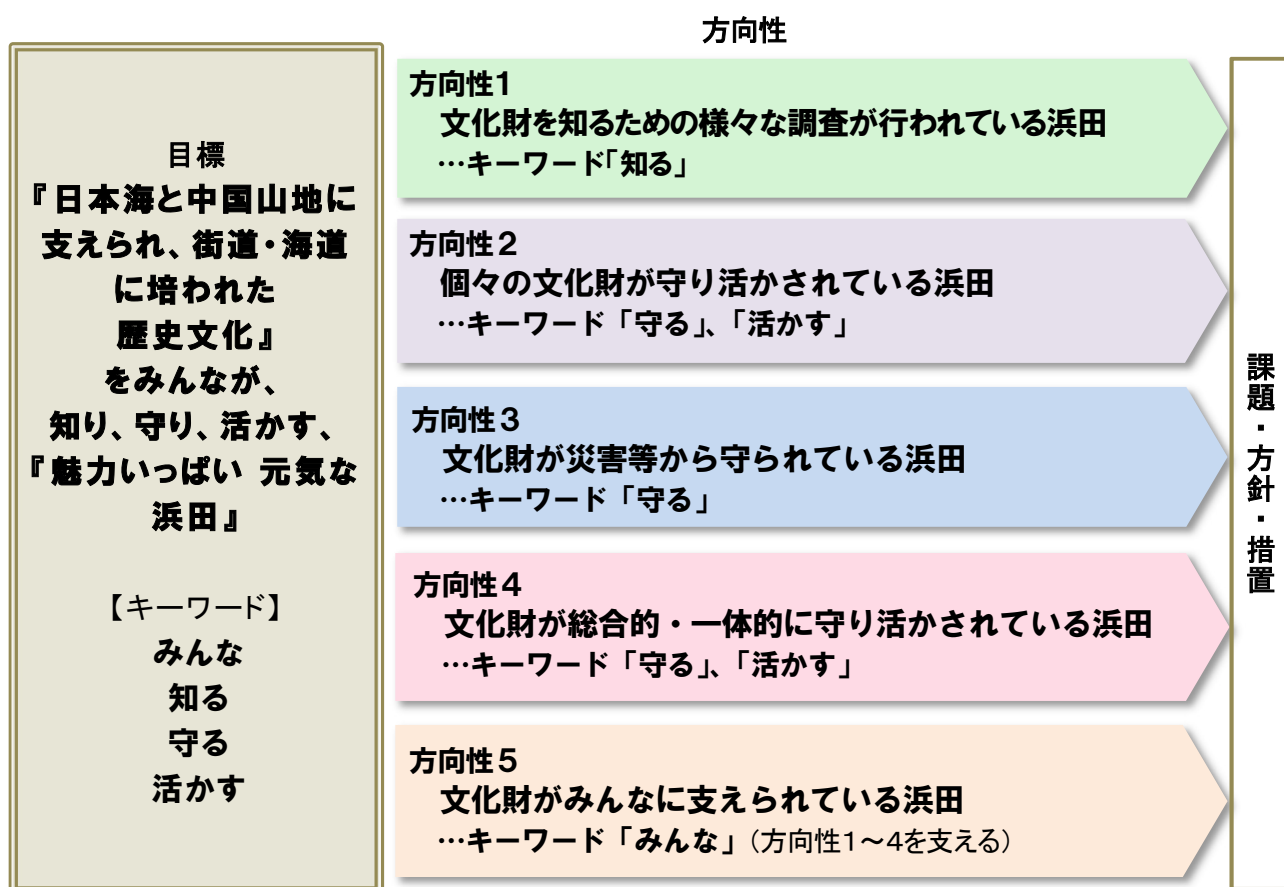


図 4-1 目標と方向性

第2節 文化財の保存・活用に関する課題と方針

前節で示している「2 方向性」の具体化に向け、文化財の保存・活用に関する課題と方針を、下記の枠組みのもとで明らかにします。

なお、措置は、課題の解決に向け、方針のもと設定します。

表 4-1 方向性とその具体化に向けた課題・方針の枠組み

方向性	課題・方針の枠組み
方向性 1 文化財を知るための様々な調査が行われている浜田	(1) 文化財の把握調査
	(2) 文化財の詳細調査
	(3) 調査結果の整理と公開
方向性 2 個々の文化財が守り活かされている浜田	(1) 文化財の保存・活用の法的措置と保存管理
	(2) 文化財の保護に関する啓発及び学習・体験機会
	(3) 文化財を活かしたふさと教育
	(4) 文化財の保存・活用の担い手・団体
	(5) 文化財の保存・活用のための整備
	(6) 文化財に関する情報提供・発信とガイダンス
方向性 3 文化財が災害等から守られている浜田	(1) 文化財の防災対策
	(2) 文化財の防犯対策
方向性 4 文化財が総合的・一体的に守り活かされている浜田	(1) 文化財をつないだ保存・活用
	(2) 文化財の面的な保存・活用
方向性 5 文化財がみんなに支えられている浜田	(1) 関係機関・専門家との連携
	(2) 文化財行政及び庁内連携
	(3) 地域ぐるみ（地域社会総がかり）の体制

1 「文化財を知るための様々な調査が行われている浜田」に関する課題と方針

(1) 文化財の把握調査

ア「文化財の把握調査」に関する現状・課題

【現状】

本計画の作成以前は、国や県からの調査依頼を受けるかたちで、各種文化財類型の基礎的調査を実施していますが、市としての把握調査は未実施です。

本計画の作成過程では、地域に多く存在する未指定文化財の把握を行うため、各まちづくりセンターなどが作成した地域マップや冊子、観光パンフレット、自治体史、各種調査報告書などによる情報収集をおこない、また市民へのアンケート調査を実施することで、既存の文化財類型にとらわれない未指定文化財の把握調査を行っています。

【課題】

- ・把握調査で典拠としたものには古いものもあるため、刊行時と現況に乖離が生じている可能性もあり、また文化財の類型・種別のうち、有形文化財（美術工芸品）、無形文化財などは把握が不十分であり、継続的な調査が必要です。
- ・広大な市域に所在する未指定文化財の把握調査は、行政（文化財専門職員等）だけで行うには限界があり、各地域・地区の実情に詳しい市民の協力・参加が不可欠です。
- ・典拠とした書籍類には内容の粗密があるため、統一的な情報の把握はできていません。
- ・多くの文化財を所有すると思われる寺社所蔵の文化財の把握調査も必要です。
- ・市民等からの文化財に関する情報の提供や相談は、現在まではそれほど多くはありません。

イ 方針：文化財把握調査の持続的な実施

- 把握数の少ない有形文化財（美術工芸品）や無形文化財など、文化財類型・種別を考慮して、継続的に文化財の把握調査を実施するとともに、過去に把握している文化財の確認にも取り組みます。
 - 市民参加による文化財の把握調査が円滑に進められるよう、文化財市民調査員（仮称）の仕組みや人材の確保・養成に努めます。
 - 把握・確認した未指定文化財については、統一した様式での台帳を作成し、文化財カルテ等としての活用を図ります。
 - 寺社が所蔵する文化財は未把握なものを含め膨大な数と推定されることから、計画的かつ持続的に調査を実施します。
 - 住民等から、文化財の発見、毀損、管理状況等に関する情報や問い合わせが行政に寄せられるよう、文化財保護に関する啓発等と併せて、情報の受付・相談窓口の充実を図ります。
- ※「文化財保護に関する啓発等」は、本節2「(2) 文化財の保護に関する啓発及び学習・体験機会」で方針を設定

(2) 文化財の詳細調査

ア「文化財の詳細調査」に関する現状・課題

【現状】

指定文化財に関しては指定時に詳細調査を実施しています。

未指定文化財に関しては、各種展覧会に出品されたものは、事前もしくは図録作成時などに詳細な調査が行われたものもあります。他にも大学などの研究機関の研究対象となったもの

は、詳細な調査が実施されています。

また、埋蔵文化財に関しては、開発に伴い県や市による発掘調査を実施しており、古文書については、市誌編纂事業による継続的な詳細調査を行っています。

一方で、市職員が専門知識を有していない美術工芸品や建造物、無形文化財、民俗文化財、記念物などの詳細調査は、専門家に委ねる部分が多く、主体的な調査が十分でない分野も多くあります。

また、考古学や文献史学などの個別分野に限った詳細調査のみが実施されており、ある文化財に対して、複数の分野からのアプローチするような総合的な調査事例はありません。

【課題】

- ・指定文化財でも古い指定のものは、今日の研究水準に照らした再調査が必要です。
- ・未指定文化財の中には滅失の恐れがあるなど、早急な詳細調査を行う必要のある可能性のものがあ、計画的な詳細調査が必要です。ただし、これらの中には、市職員が専門知識を有していない分野もあると推定されるため、各分野の専門家と連携を深める必要があります。
- ・浜田城や城下町に関しては、考古学や文献史学の面での調査が進んでおり、それぞれの視点や成果を統合する総合的な調査が求められます。
- ・現段階での文化財の把握調査では、石造物が最も多く把握できていますが、それらの成り立ちや地域との関わりなどが不明なものも多数あります。

イ 方針：文化財の詳細調査の計画的な実施

- 指定文化財の指定基準及び本質的価値等を再整理し、主として指定から年月が経過している文化財は、状況に応じて専門家の協力を得て、今日の研究水準に照らした再調査に取り組みます。
- 未指定文化財の中には滅失等の恐れがあるものも所在することから、優先順位を設定し計画的な詳細調査を実施します。また、調査の実施にあたっては、状況に応じて専門家と連携しながら進めていきます。
- 浜田城や城下町に関しては、考古学や文献史学の面での調査が進んでおり、これらの調査の掘り下げやその他の分野の調査を検討しつつ、それぞれの視点や成果を統合する総合的な調査を実施します。
- 把握数の最も多い石造物は、市民の身近に所在し、かつ、関心も高いことから、成り立ちや地域との関わりなどが不明なものは、市民等の協力・参加を得ながら、詳細調査を実施します。

（３）調査結果の整理と公開

ア「調査結果の整理と公開」に関する現状・課題

【現状】

調査結果の整理は、文化財調査が各種様々な主体により実施されていることから、体系的な整理は進んでいません。

公開に関しては、報告書や図録などの紙媒体、講座・講演会、資料館の展示などにより行っています。また、埋蔵文化財の関係では、発掘調査現地説明会や遺跡見学会などの現地説明を行い調査結果の公開に努めています。

【課題】

- ・各主体が実施した調査結果の収集・保管を継続的に行うとともに、体系的に整理・データ

ベース化し、調査結果の効率的な活用に必要なあります。

- ・調査終了後の結果公開だけでなく、中間報告や大きな成果があがった際などの時機に応じた情報公開も必要です。
- ・調査結果の公開について、ホームページをはじめ I C T（情報通信技術）の活用をより一層進めるとともに、紙媒体等と併せた総合的な情報の提供・発信を図る必要があります。

イ 方針：調査結果の的確な整理・データベース化と公開

- 本市以外が行った市内文化財調査結果の収集・把握を進めつつ、本市が行った調査と合わせて、紙媒体及びデジタルによる調査結果のデータベース化に取り組みます。
- 調査終了後及び成果等の状況によっては途中段階において、現地での説明会を含め、調査成果等に関する時機に応じた情報公開に努めます。
- 調査結果の提供・公開は、広報や資料館等での展示などとともに、I C T（情報通信技術）の活用をより一層進めます。

2 「個々の文化財が守り活かされている浜田」に関する課題と方針

（１）文化財の保存・活用の法的措置と保存管理

ア「文化財の保存・活用の法的措置と保存管理」に関する現状・課題

【現状】

指定等文化財は、文化財保護法、島根県文化財保護条例、浜田市文化財保護条例に則り、適切な法的対応と保存管理を実施しています。

一方、未指定文化財に関しては保護施策がない状況にあり、所有者や地域により保存管理が実施されています。

ただし、指定等文化財を含め、所有者の高齢化や世代交代などにより保存管理が難しくなっているものもあると思われます。また、保存活用計画を作成している指定等文化財はありません。

本市が所有する資料については、台帳は整備していますが、実物との整合が不十分なものもあります。また、管理についても物理的なスペースの問題もあり、複数施設での分散管理となっています。

【課題】

- ・未指定文化財の中には指定等文化財候補物件が多数存在すると思われ、詳細調査を実施し、価値が明らかになったものを指定等文化財とすることで、法的措置による保存管理が受けられるようにする必要があります。
- ・指定等文化財の所有者と緊密に連携し、所有者が抱える課題を把握し、保存管理、更には活用が持続的に行われるようにしていく必要があります。
- ・国指定の文化財については、保存活用計画を作成し、長期的な視点に立った保存管理が求められます。
- ・指定等の基準に満たない文化財は、地域とともに保存管理の方策を検討していく必要があります。
- ・分散管理している市所有資料は、類型ごとに集約するなど、簡便な活用に供するような整理を実施する必要があります。

イ 方針：文化財の保存・活用の法的措置と保存管理への的確な対応

- 未指定文化財の中から指定等文化財の可能性があると思われる候補物件をリストアップし、詳細調査につなげます。詳細調査により価値が明らかになった未指定文化財については、指定・登録の推進を図ります。
- 所有者が抱える課題を把握し、保存管理、更には活用が持続的に行われるよう、助言・指導や必要な情報の提供に努めます。
- 指定等文化財の適正な保存管理等が進むよう、国指定の文化財は、順次、文化財保護法による保存活用計画の作成に取り組みます。
- 指定等の基準に満たない文化財は、保存管理の方策を把握・整理し、周知を図り、所有者や地域とともに、適切な保存管理につながるよう努めます。
- 分散管理している市所有資料は、類型ごとの集約など効率的な整理・保管を行い、活用に応えるような整理・データベース化に取り組みます。

(2) 文化財の保護に関する啓発及び学習・体験機会

ア「文化財の保護に関する啓発及び学習・体験機会」に関する現状・課題

【現状】

学校や地域団体の依頼を積極的に受け入れ、文化財専門職員による出前授業や講演を継続的に実施することで、学習支援を行っています。

歴史や文化財に関わる市内の団体の中には、毎年 11 月 1 日から 7 日までの文化財保護強調週間にあわせて、歴史に関する講演会を実施する団体もあります。

【課題】

- ・文化財専門職員による出前授業・講演は、相手方の依頼に基づく歴史的な学習が多く、直接的に文化財の保護に関する内容とならないこともあります。
- ・出前授業や講演は、講話の形が多く、参加者との意見のやり取りが可能なかたちでの、より体験的な学習機会が必要です。
- ・指定等文化財を広く周知することにより、文化財保護に関するより一層の啓発を図る必要があります。
- ・石州半紙技術者会では、石州半紙の魅力を周知するためのワークショップを開催しており、その継続・充実が期待されています。
- ・前記の取組とあわせて、文化財を実際に訪れるなど体験的に学習することができるよう、文化財めぐり等を意図したマップの作成が必要です。

イ 方針：文化財の保護に関する啓発及び学習・体験機会の充実

- 文化財専門職員による出前授業・講演は、これまでの経験や成果、課題を踏まえ、開催方法等を見直しつつ、文化財保護の啓発にもつながるよう内容等の充実に努めます。
- 文化財に関する市民（参加者）との意見交換を行いつつ、内容を深め、新たな視点や事項を出し合うことのできる座談会のような勉強会の開催を図ります。
- 資料館等において、対象となる文化財やテーマを中長期的に勘案しつつ、指定等文化財に関わる企画展を計画的に開催します。
- 石州半紙技術者会と連携し、同会によって行われる石州半紙の魅力を周知するためのワークショップを支援します。
- 地域に所在する指定・未指定、有形・無形の文化財に関心を持ち、それらをめぐることの

できるマップの作成に取り組みます。

（３）文化財を活かしたふるさと教育

ア「文化財を活かしたふるさと教育」に関する現状・課題

【現状】

教育委員会では、小学校６年生社会の副読本として「浜田市歴史読本 ふるさと浜田の歩み」を作成しており、毎年、小学校６年生に配布をしています。また、小・中学校への出前授業も実施しており、地域の文化財を活かした授業を実施しています。

さらに、島根県教育庁埋蔵文化財調査センターが実施する「心に残る文化財子ども塾」に協力することで、郷土の歴史や地域の文化財などを題材とした体験的な教育活動の機会を確保し、文化財に対する興味関心を高めるとともに、郷土を誇りに思う気持ちを育てています。

【課題】

- ・出前授業などでは、実際に地域で使われていた実物資料を扱うことが少ないため、文化財に触れることで、より体験的な学習実施の機会が創出できるような取組が必要です。
- ・「浜田市歴史読本 ふるさと浜田の歩み」において、学校へのアンケート調査を行い、利用者の意見や最新の知見などを取り入れるなど、定期的に改訂を行う必要があります。
- ・地域の歴史や文化について、実際にその地域に暮らしている方の生の話を聞けるような仕組みづくりが必要です。

イ 方針：文化財を活かしたふるさと教育の充実

- ふるさと学習や歴史学習の際に、授業に合わせた実物資料（考古）を貸し出し、実物に触れる機会を確保します。
- 「浜田市歴史読本 ふるさと浜田の歩み」について、利用者の意見を反映しながら、最新の知見を取り入れるなど、定期的に改訂を行い、内容の充実を図ります。
- 地域の歴史文化に詳しい方をゲストティーチャーとして学校へ紹介し、地域に根付いた学習機会の充実を促進します。

（４）文化財の保存・活用の担い手・団体

ア「文化財の保存・活用の担い手・団体」に関する現状・課題

【現状】

文化財の保存に関する担い手・団体としては、石見神楽や田囃子などの民俗芸能の後継者が不足しています。また、それらの民俗芸能を支える関連用具製作技術の後継者も不足しています。

一方で、文化財の活用に関する担い手・団体としては、歴史文化の調査・研究に取り組む研究団体が複数あります。また浜田市観光ボランティアガイドの会に代表されるような市内の史跡や天然記念物等をガイドし、文化財の普及・活用に努めている団体も複数あります。

これらの一部の団体は、市の広報誌における活動内容の周知、開催場所や備品の貸与などの支援を行っています。

また、指定等文化財は、所有者が担い手となり、保存管理されています。

【課題】

- ・高齢化や過疎化などにより、石見神楽や田囃子などの民俗芸能、またそれらの関連用具の製作技術などの無形の文化財の伝承を担う人の減少、担い手不足による年中行事・伝統行事

の衰退が懸念されます。また、地域の文化財の情報に明るい人も減少しています。

- ・浜田市観光ボランティアガイドの会のこれまでの活動実績等を踏まえ、ボランティアガイドの確保・養成に繋がるよう協力を継続する必要があります。
- ・引き続き、研究団体への活動・活動成果の公表の場や機会の支援に努め、また本市と団体とが相互に連携した調査研究の機会の創出が求められます。
- ・指定等文化財所有者と緊密に連携し、所有者が抱える課題を把握する必要があります。

イ 方針：文化財の保存・活用の担い手・団体の確保・育成

- 民俗芸能や関連用具製作技術の関連団体等と連携し、担い手の確保・育成を支援するとともに、民俗芸能、年中行事、伝統行事等の魅力の市民への周知、及び意識づけに努め、文化財の保存・活用の担い手として、市民の主体的な活動を促進します。
- 浜田市観光ボランティアガイドの会と連携し、対象とする文化財や地域・地区、年齢層等を勘案し、ボランティアガイドの養成に努めます。
- 研究団体の活動状況や活動成果の公表の場・機会の確保・充実に努めるとともに、本市と研究団体とが相互に連携した調査研究機会の創出について検討します。
- 指定等文化財所有者と緊密に連携し、所有者が抱える課題を把握し、その解決に努めます。

(5) 文化財の保存・活用のための整備

ア「文化財の保存・活用のための整備」に関する現状・課題

【現状】

主要な指定及び未指定文化財については、説明板を設置しています。また、浜田城跡のような観光客の多い文化財に対しては、歩道整備や誘導標識の設置も実施しています。

さらに、山陰史跡ネットワーク会議や全国史跡整備市町村協議会・中国地区協議会に参画し、整備に関する情報収集を図っています。

環境整備は、指定文化財の記念物を中心に本市及び所有者・地域による草刈を実施しています。

施設整備は、浜田城跡・日本遺産の外ノ浦・歴史的建造物である御便殿のガイダンス施設として、浜田城資料館を整備しています。また、各資料館においても、文化財の保存・活用を図っています。

【課題】

- ・説明板等が必要な文化財でも未設置のものがあり、また既存の説明板等についても材質の劣化や内容の更新が必要な場合があります。
- ・より多くの人に文化財の魅力を伝えるために、説明板の多言語化が必要です。
- ・市全体の歴史文化を通覧できる博物館施設がないため、新資料館の整備に向けた検討が必要です。

イ 方針：文化財の保存・活用のための整備への対応

- 説明板等について、未設置の状況や既設のものの状況を把握し、デザインや表示内容の統一性・共通性に留意しつつ、計画的な整備・更新を図ります。
- 説明板の活用等により、多言語で解説できる仕組みを構築し、計画的に整備を進めます。
- 市全体の歴史文化を通覧できる新資料館の整備に向け、基本理念や方針、機能、規模、内容等について検討します。

（６）文化財に関する情報提供・発信とガイダンス

ア「文化財に関する情報提供・発信とガイダンス」に関する現状・課題

【現状】

本市ホームページにより指定等文化財を中心とした歴史や文化に関する情報を公開しています。また、浜田城跡や浜田城下町等は、パンフレットも作成し、一層の情報発信を行っています。

浜田城資料館は、浜田城跡、日本遺産の外ノ浦、及び歴史的建造物である御便殿のガイダンス施設として整備・活用しています。

また、金城・旭・弥栄・三隅の市役所支所等においては、支所展示（各地域の資料館所蔵品の出張展示）を実施し、より市民の目に触れる場所での文化財に関する情報提供・発信を図っています。

【課題】

- ・未指定文化財に関する情報の本市ホームページへの掲載は、一部にとどまっています。
- ・支所展示において、地域の文化財の情報を広く発信し、それらをめぐるガイダンス機能を持たせる必要があります。
- ・文化財資料のデジタルアーカイブを構築し、より広く文化財に関する情報提供を図る必要があります。

イ 方針：文化財に関する情報提供・発信とガイダンスの充実

- 指定等文化財に加え、未指定文化財についても、文化財の保護等に留意しつつ、本市ホームページへの掲載を図ります。
- 支所展示において、住民・地域団体と連携を図り、地域の文化財めぐりや体験的な学習におけるガイダンス機能の充実も目指します。
- 文化財のデータベース化と連動させながら、指定・未指定、有形・無形の文化財資料を、より広く分かりやすい形で公開（提供・発信）できるよう、デジタルアーカイブの構築について検討します。

３「文化財が災害等から守られている浜田」に関する課題と方針

（１）文化財の防災対策

ア「文化財の防災対策」に関する現状・課題

【現状】

指定等文化財に関しては、毎年１月２６日の文化財防火デーに合わせて、消防・県教育委員会と連携して、防火設備の点検及び防犯・防災対策について普及啓発を行っています。

一方、未指定文化財に関しては、寺社などでは防災対策がなされているものもありますが、すべての状態を把握できていません。

災害時の広域の連携は、島根県文化財防災ネットワークに参画し、災害発生時の被災文化財の緊急調査・救出・保全活動に係る連携体制を構築しています。

こうした中、文化庁においては、総合的な防火対策の検討・実施に資するよう、消防庁、国土交通省と連携のもと、「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」及び「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」（以下「防災ガイドライン」という。）が作成されています。加えて、文化財が災害にあわないようにするための減災、被災した文化財をできるだけ迅速に救援するための体制づくりと技術開発、そし

て災害時の文化財の救援活動に対する支援という3つの使命を持つ「独立行政法人国立文化財機構 文化財防災センター」（以下「文化財防災センター」という。）が設置されています。

島根県（教育庁文化財課）においては、「島根県文化財防災・防犯マニュアル」（以下「文化財防災・防犯マニュアル」という。）が令和4年(2022)6月に作成されています。このマニュアルは、文化財を災害等から守るために望まれる平常時の取組と、万が一、文化財が被災した場合に被害を最小にとどめ、迅速に保護・保全措置を講じるための手引きです。

【課題】

- ・本市では防災ハザードマップを作成していますが、文化財がどこに位置し、どのような危険性があるかなどの情報は共有化されていません。
- ・文化財を災害等から守るだけでなく、万が一、文化財が被災した場合に被害を最小にとどめる文化財の危機管理の仕組みづくり（防災の取組、災害時の行動、連絡先・連絡網、文化財レスキュー等）とその普及に取り組む必要があります。
- ・文化財防火デーを通じて、文化財の所有者等のみならず、広く市民の防災意識の向上を図る必要があります。また、防災対策を確認しているのは指定文化財でも有形文化財に限られているため、未指定文化財も含めた他の文化財の防災対策についても、文化財防火デー等にあわせて確認する必要があります。
- ・本市は、これまで度々、洪水等の災害に遭ってきたことから、災害の歴史やそれに関わる文化財からも、防災について学ぶことが大切です。
- ・国・県等関係機関、及び島根県文化財防災ネットワークとの連携を強化していく必要があります。

イ 方針：文化財の防災対策の強化

- 防災ハザードマップを踏まえ、洪水や土砂災害、地震、火災等の災害を想定した文化財ハザードマップの作成と普及に努めます。
- 国・県の文化財の防災に関するガイドライン等を踏まえ、状況に応じて文化財防災センターの協力を得て、文化財の所有者や住民・地域団体等、及び関係機関と連携した、文化財を災害等から守る危機管理の仕組みを構築し、その普及に取り組みます。
- 文化財防火デーを通じて、広く市民の防災意識の向上を図るとともに、未指定文化財を含めた文化財の防災対策の状況を確認し、防災訓練や危機管理の仕組み等に反映します。
- 災害の歴史やそれに関わる文化財・痕跡を調査し、公開するとともに、歴史や文化財を通じて災害や防災について学ぶ機会の確保に努めます。
- 国・県等関係機関、及び島根県文化財防災ネットワークとの連携を強化するとともに、その中では文化財防災センターの支援・協力が得られるようにします。

（２）文化財の防犯対策

ア「文化財の防犯対策」に関する現状・課題

【現状】

指定等文化財に関しては、防犯対策の実施の有無を確認できていますが、未指定文化財に関しては防犯対策の状態を把握できていません。

加えて、少子高齢化に伴う空き家や無住の寺社の増加など、地域における日常の防犯が行き届かず、文化財の盗難や毀損の危険性を増大させる恐れがあります。

本市においては、これまで文化財の盗難等の情報は把握していませんが、県内では重要文化財が盗難の被害を受けるなど、これまでに多数の文化財被害が確認されています。また、文

化財への落書きなど、人為的な毀損が度々、報道等で伝えられています。

こうした中、島根県教育庁文化財課では、文化財防犯マニュアルを作成しており、この中には前述の防災対策と合わせて防犯対策も含まれています。

【課題】

- ・万が一に備えた記録保存の役割も持たせて、地域の文化財の個別台帳を作成し、管理状況を含めた現状把握を行う必要があります。
- ・文化財の防犯は、文化財専門職員だけでは、目が届かない状況にあるため、住民・地域団体等、まちづくりセンター及び消防・警察等と連携した体制づくりが必要です。
- ・まちづくりセンターは、地域の文化財の周知を図る拠点、文化財の防犯に関する情報提供や啓発のための場としての活用も期待できます。

イ 方針：文化財の防犯対策の強化

- 把握調査により作成したリストの活用を図りつつ、現地調査を行い、未指定文化財を含め地域の文化財の個別台帳を作成し、防犯や保存管理等の基礎資料としての活用を進めます。
- 文化財の個別台帳の活用等により、文化財保護に留意しつつ、市民に地域に所在する文化財を周知するとともに、住民・地域団体等、まちづくりセンター及び消防・警察等と連携した防犯体制づくりを進めます。
- まちづくりセンターは、地域の文化財の周知を図る拠点としての役割とともに、文化財の防犯に関する情報提供や啓発のための場としても活用できるよう、文化財担当部局との連携を充実・強化します。

4 「文化財が総合的・一体的に守り活かされている浜田」に関する課題と方針

(1) 文化財をつないだ保存・活用

ア「文化財をつないだ保存・活用」に関する現状・課題

【現状】

本市には日本遺産が2件あり、それぞれで市内及び国内の構成文化財をつないだ活用が図られています。特に日本遺産（北前船）の外ノ浦に関しては、浜田城資料館がガイダンス施設として整備されています。

歴史や文化財に関わる団体の取組は、浜田地域では駅鈴をつないだ交流として浜田市と三重県松阪市の間で交流が進んでいます。また、三隅地域では中世山城をつないだ「のろしりレー」、金城地域では金城出身の3偉人のゆかりの地をめぐるウォーキングイベントが開催されています。なお、金城出身の3偉人の一人である島村抱月の関係で、新潟県糸魚川市、長野県中野市・長野市、浜田市の4都市での知音都市交流も続けられています。

保存に関しては、文化財同士のつながりが見えていないため、各文化財の保存が点的に行われている現状にあります。

【課題】

- ・文化財の把握調査は実施していますが、詳細調査が不十分なため、文化財の有機的な関連性を見いだせておらず、関連性の視点からも調査を進める必要があります。
- ・日本遺産の構成文化財以外にも、日本遺産と関連のある文化財があると推定され、日本遺産の充実に向けた調査が必要です。
- ・浜田城資料館において、日本遺産（北前船）に関する継続的な展示や内容の充実が求められます。

- ・資料館の展示品は、つながりの視点での展示となっていないため、それぞれの展示品の独立性が強く、よりストーリーを意識した展示を推進していく必要があります。

イ 方針：文化財をつないだ保存・活用とまちづくり

- 関連性の視点も考慮しつつ、調査の優先順位を設定して、計画的に文化財の詳細調査を進めます。
- 日本遺産の構成文化財にはなっていませんが、関連があると推定される文化財については、日本遺産の充実に向けた詳細調査を実施し、その結果の公開・活用に取り組みます。
- 浜田城資料館は、日本遺産（北前船）の外ノ浦の価値や魅力がより伝わるよう、展示の充実や企画展の開催に取り組みます。
- 資料館の展示は、展示品の関連性を分かりやすく解説・紹介するとともに、ストーリー性を持った展示に努めます。

（２）文化財の面的な保存・活用

ア「文化財の面的な保存・活用」に関する現状・課題

【現状】

浜田市街地周辺では、浜田城と城下町が面的に広がり、エリア内には浜田城下町説明板が設置されるなど、まちあるきのエリアとして活用されています。

日本遺産（北前船）である外ノ浦においても、その風景や町並みが面的に残っており、関係各所と連携を取りつつ、保存・活用に取り組んでいます。

未成線である「広浜鉄道今福線」の土木遺産がまとまりとして残っており、地元組織がガイドや説明板を設置するなど民間主体の取組がなされるとともに、市観光部局もパンフレットを作成するなど、官・民で連携した利活用が図られています。

また、地域まるごとミュージアム協議会は金城町波佐にある金城民俗資料館・金城歴史民俗資料館の半径1kmの範囲に所在する文化財や歴史的建造物、文化施設を「波佐まるごとミュージアム」と称し、文化財を活かしたまちづくりを推進しています。

【課題】

- ・文化財の把握調査は実施していますが、詳細調査が不十分なため、文化財の有機的な関連性を見いだせておらず、関連性の視点からも調査を進める必要があります。（再掲）
- ・浜田城・城下町には、街区構造や地名・町名など、地域の成り立や時間の重層性を示す要素が潜在しており、調査を重ねることにより、面的な保存・活用のブラッシュアップを図る必要があります。
- ・外ノ浦の町並みは、当時の面影を残している半面、車道が狭いことや駐車場の確保が必要などの問題点もあります。引き続き、本市の観光や建設部局及び住民・地域団体等と連携して、保存と活用を図る必要があります。

イ 方針：文化財の面的な保存・活用とまちづくり

- 文化財の面的な活用の可能性のある区域を検討・設定し、関連性の視点も考慮しつつ、調査の優先順位を設定して、計画的に文化財の詳細調査を進めます。
- 浜田城・城下町の範囲は、様々な調査（考古学、文献、景観等）を関連づけて総合的に行い、価値や特徴、魅力をより掘り下げていき、調査成果の公開・活用を図ります。
- 浜田城・城下町の範囲や外ノ浦をはじめ、地域・地区の住民・地域団体等が主体となった歴史文化を活かしたまちづくりを支援します。

5 「文化財がみんなに支えられている浜田」に関する課題と方針

(1) 関係機関・専門家との連携

ア「関係機関・専門家との連携」に関する現状・課題

【現状】

県内の文化財関連機関とは、日ごろから情報交換等を行い、連携を図っています。

学識経験者等の専門家との連携に関しては、個別の調査依頼に基づき、調査研究への全面的な協力を行っています。

さらに、全国重要無形文化財保持団体協議会に参加し、石州半紙の保存と継承に取り組んでいます。

【課題】

- ・市内に所在する島根県立大学には、地域政策学部地域づくりコースがあるため、本計画を含めた本市の取組に対する学生の関心を高め、協働を促せるよう連携を深める必要があります。
- ・学識経験者等の専門家との連携は、主として文化財部門での対個人に留まっており、大学等研究機関との組織的な連携は限定的となっています。
- ・今後とも県内の文化財関連機関との連携を図るとともに、国（文化庁等）や文化財防災センターなどの関係機関の協力を仰ぐ必要があります。

イ 方針：関係機関・専門家との連携の充実

○島根県立大学と連携し、文化財のみならず、本市への関心や理解、愛着の心が醸成されるよう、体験的な授業や学生との意見交換などを実施し、本計画の措置を協働で行えるような仕組みを検討します。

○文化財部門の専門家に加え、文化財の保存・活用に関係するまちづくり、ICTやDX^{※1}を含む先端技術、景観、環境、観光等の多分野の専門家との人的ネットワークづくり及び大学等研究機関との組織的な連携に取り組みます。

○今後とも県内の文化財関連機関との連携を図り、国（文化庁等）や文化財防災センターなどの専門機関の協力を仰ぐよう努めます。

(2) 文化財行政及び庁内連携

ア「文化財行政及び庁内連携」に関する現状・課題

【現状】

文化財行政の専門職員は、考古学、文献史学の専門であり、多様な文化財の主体的な調査を行える体制とはなっていません。また、文化財全般の保存・活用を進めていくためには、人員体制の充実が望まれる状況にあります。

文化財に関わる庁内連携は、個別事例のみに限った連携が多く、持続的で体系的な連携には至っていません。

※1 DX

デジタルトランスフォーメーション（Digital Transformation）の略。
デジタル技術を社会に浸透させ、人々の生活をより良いものへと変革すること。

【課題】

- ・文化財行政を担う職員は、専門分野や年齢構成に偏りがあるため、職員の世代交代に伴う技術や専門性の継承、スキルアップ等に取り組む必要があります。
- ・文化財の保存・活用に関しては、学校教育や観光部局のみならず、まちづくり部局なども含めたより幅広い部局との庁内連携の強化を図っていくことが必要です。

イ 方針：文化財行政及び庁内連携の充実

- 文化財行政を担う職員の資質の向上やスキルアップに取り組み、職員相互の情報の共有化や協力・連携の体制を充実させます。
- 文化財の保存・活用に関して庁内横断的な情報共有を図り、関連部署と協力・連携して措置を実施できるよう庁内体制の強化に取り組みます。

（３）地域ぐるみ（地域社会総がかり）の体制

ア「地域ぐるみ（地域社会総がかり）の体制」に関する現状・課題

【現状】

今後、人口減少・過疎化や少子高齢化がより一層進むと予測されている中で、文化財の保存管理を所有者だけで担うことが難しくなると想定され、活用を含め住民・地域団体等の理解と協力、参加が不可欠といえます。

本市においては、令和３年(2021)４月１日施行の「浜田市協働のまちづくり推進条例」を制定しており、これは一人ひとりがまちづくりの主役であるという考えのもと、市民の参画と協働によるまちづくりを推進するための基本ルールとなっています。

この条例の趣旨により、文化財を活かしたまちづくりを地域ぐるみ（地域社会総がかり）で行う必要があります。

【課題】

- ・地域ぐるみで文化財の保存・活用を進めるうえで、そもそも市民の文化財への認知が十分ではないと思われ、まちづくりセンター等と連携して、地域の文化財の周知を図る必要があります。
- ・今までは地域で当たり前に見ることができた石見神楽や田囃子などの民俗芸能やお祭りなどの年中行事・伝統行事を地域ぐるみで守っていく必要があります。
- ・文化財及び歴史や文化の情報発信については、これまでは主に文化施設に周知依頼を行ってきましたが、地域ぐるみや効果の発揮の観点から、民間の宿泊施設や道の駅等の集客施設との連携も必要です。
- ・これまで文化財は、国・県・市から所有者個人や保持団体という縦軸の体系で施策等が行われてきましたが、今後の文化財の保存・活用は、文化財の所有者、行政、住民・地域団体等の連携や役割分担など自立的な横軸の体系の構築も必要です。

イ 方針：地域ぐるみ（地域社会総がかり）の体制づくり

- まちづくりセンターや市役所支所と連携して、地域の文化財の周知を図ります。
- 人口減少や過疎化に加え、生活様式の変化により、担い手不足となっている民俗芸能や年中行事・伝統行事等の伝承について、関連団体と連携し、担い手の確保・育成を支援するだけでなく、市民の主体的な活動の促進に努めます。
- 民間の宿泊施設や道の駅等の集客施設とも連携し、文化財及び歴史や文化の情報発信に取

り組みます。

- 人口減少・過疎化や少子高齢化が進む中で、文化財の保存・活用を進めるためには、行政や文化財の所有者に加え、住民・地域団体等、更には市外の協力・支援者、専門機関等を含め、多様な主体が協力・参加する、地域ぐるみ（地域社会総がかり）の体制を整備・充実させます。